

# 剣淵町の給与・定員管理等について

## 1. 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
人 3,676	千円 3,707,485	千円 134,106	千円 694,047	% 18.7	% 18.3

(注) 21年度決算の状況であり、人件費は、議会議員・非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与及び職員給与・共済費・退職手当組合負担金等である。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

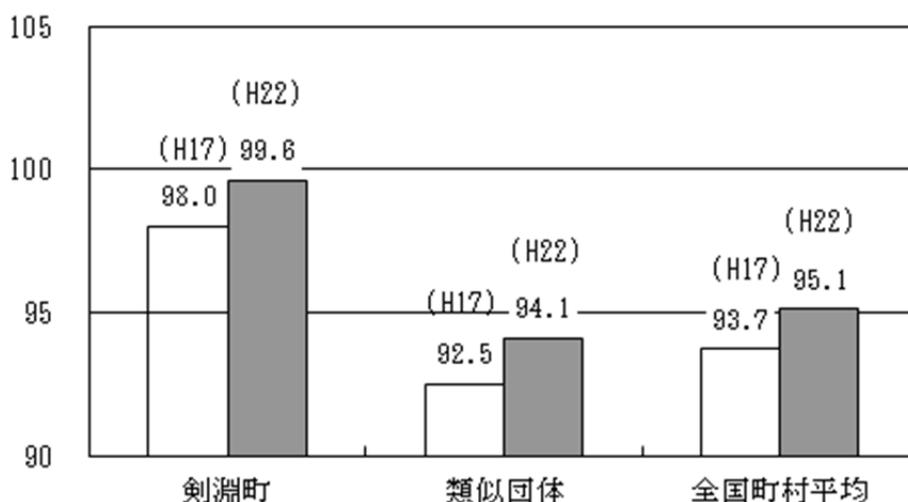
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均の一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉	計 B		
21年度	人 79	千円 287,896	千円 52,233	千円 108,425	千円 448,554	千円 5,678	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費は、高等学校(町立)教員が含まれる。

### (3) 特記事項

特になし。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員(一般行政職)の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2. 一般行政職給料表の状況

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	359,900	406,200	416,000	432,100

## 3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
剣淵町	39.8歳	312,500円	349,617円	351,230円
北海道	44.9歳	328,099円	396,514円	375,024円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
類似団体	42.9歳	315,994円	353,550円	346,037円

### ② 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
剣淵町	34.6歳	291,500円	347,585円
北海道	43.0歳	355,692円	409,069円
類似団体	37.3歳	322,364円	386,924円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		剣淵町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	159,285円	172,200円
	高校卒	140,100円	129,592円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	290,000円	—	—
	高校卒	240,000円	279,400円	338,200円

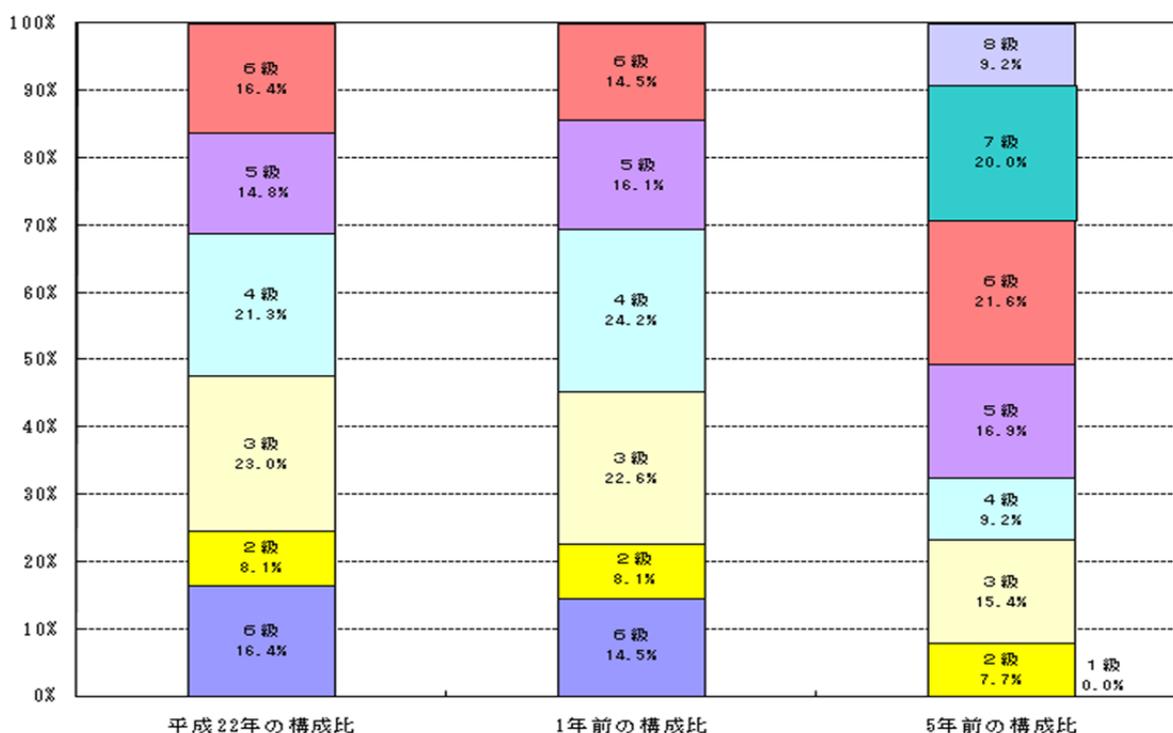
#### 4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	主な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10人	16.4%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5人	8.1%
3級	係長等の職務 困難な業務を処理する係長等の職務	14人	23.0%
4級	課長補佐等の職務 特に困難な業務を処理する係長等の職務	13人	21.3%
5級	困難な業務を処理する課長補佐等の職務	9人	14.8%
6級	課長等の職務	10人	16.4%

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 主な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年1月から8級制から6級制に変更している。(旧給料表1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を導入してないため、昇級に差をつけていません。(病気休暇者等を除く。)

## 5. 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

剣淵町	北海道	国
1人当たりの平均支給額(21年度) 1,389千円	1人当たりの平均支給額(21年度) 1,669千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75月分 1.4月分 (1.5)月分 (0.65)月分	(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75月分 1.4月分 (1.5)月分 (0.65)月分	(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75月分 1.4月分 (1.5)月分 (0.65)月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 4～10%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度を導入してないため、昇級に差をつけていません。(病気休暇者等を除く。)
---

### (2) 退職手当 (平成22年4月1日現在)

剣淵町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	

## (3) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%

## (4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当の支給割合（平成21年度）	0.0%		
手当の種類（手当数）	14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	町税事務従事職員	賦課徴収業務(出張)	日額 250円
野犬掃とう業務手当	野犬掃とう業務に従事した職員	野犬掃とう業務	日額 500円
蜂駆除業務手当	蜂駆除業務に従事した職員	蜂駆除業務	日額 500円
診療所長手当	町立診療所長	町立診療所長業務	月額 350,000円
防疫等作業手当	医師、作業に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑いのある患者の収容及び防疫作業業務	医師 日額 1,000円 職員 日額 500円
精神衛生業務手当	在宅精神病患者を訪問し、医師、業務に従事した職員	精神衛生業務	医師 日額 1,000円 職員 日額 500円
在宅診療手当	医師	往診	国の定める住宅診療料の40/100
高等学校教員については、北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の例による。			

(注) 支給実績・平均支給額・支給割合は、医師・高等学校教員を除いた額である。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	7,458 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	141 千円
支給実績（平成21年度決算）	10,610 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	200 千円

(6) その他の手当 (平成22年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	職員 1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・16歳～22歳 5,000円加算	同		11,483千円	259,969円
住居手当	借家の場合 (家賃が12,000円以上) ・27,000円を上限に支給 持家の場合 ・7,500円	異	国は持家 新築・購入から5 年間に限 2,500円	7,912千円	136,413円
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上である職員に支給 ・交通機関等利用者 運賃相当額(55,000円限度) ・自動車等使用者 通勤距離に応じ 2,000円～24,500円	同		1,160千円	79,286円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回につき 4,200円 (医師) 1回につき10,000円	異	国は医師 20,000円	1,339千円	148,777円
単身赴任手当	単身赴任している職員に支給 23,000円 (距離により6,000円 ～45,000円加算)	同		0千円	0円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給(11月～3月) 扶養親族のある世帯主職員 月 26,380円 その他の世帯主職員 月 14,580円 その他の職員 月 14,580円	同		9,289千円	99,887円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (月額) ・課長及び課長相当職 35,000円 ・課長補佐及び課長補佐相当職 25,000円	異		9,693千円	358,991円

(注) 上記の「内容及び支給単価」は一般職員の例であり、高等学校教員の手当は「北海道学校職員の給与に関する条例」の例による。支給実績等は、一般会計(高等学校教員を含む)、各特別会計の支給実績による。なお、宿日直手当は高等学校教員の支給実績等による。

6. 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	677,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	573,000 円	786,000 円 / 327,500 円	634,000 円 / 420,000 円
報 酬	議 長	231,000 円	307,000 円 / 150,000 円	
	副議長	182,000 円	251,000 円 / 119,000 円	
	議 員	159,000 円	228,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(21 年度支給割合) 4.15 月分		
	議 長 副議長 議 員	(21 年度支給割合) 4.15 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副町長	677 千円×5.126×在職年数	13,881 千円	任期毎
		573 千円×3.234×在職年数	7,412 千円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7. 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成22年	平成21年		
普通 行政 部 計 門	一般 行 政 部 門	議会	2	2		
		総務	15	15		
		税務	3	3		
		労働				
		農林水産	10	10		
		商工	3	3		
		土木	6	6		
		民生	12	12		
		衛生	6	6		
	計	57	57		<参考> 人口1万人当たり職員数 155.06人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 162.78人)	
		教育部門	23	22	1	高校期限付教員配置の減
	消防部門					
	小計	80	79	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 217.63人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 196.43人)	
公営 企業 等 会 計 部 門	病院	5	5			
	水道	2	2			
	交通					
	下水道	2	2			
	その他	5	5			
	小計	14	14			
合 計		94 [150]	93 [150]	1 [ 0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 255.71人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 教育部門に教育長及び高等学校教員を含まれる。  
 4 消防支署職員は含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 8	人 10	人 10	人 12	人 10	人 10	人 7	人 9	人 11	人 3	人 2	人 94

(注) 教育長を含む。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	59	56	58	58	57	57	△2(△3.4%)
教育	25	26	23	24	22	23	△2(△8.0%)
警察							(%)
消防							(%)
普通会計計	84	82	81	82	79	80	△4(△4.8%)
公営企業等会計計	16	13	15	14	14	14	△2(△12.5%)
総合計	100	95	96	96	93	94	△6(△6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 職員数は、教育長・高等学校教員を含む数である。